



# 佐賀県公報

平成17年  
8月17日  
(水曜日)  
号 外

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 選挙管理委員会事項

- 衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員の選挙における立候補届出事務についての説明会 (告示・四〇) 一
- 衆議院小選挙区選出議員の選挙において選挙長が事務を行う場所 ( " ・四二) 一
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿の被登録資格の決定の基準日、登録を行う日及び縦覧に供する期間 ( " ・四二) 一

### ○ 選挙管理委員会事項

#### ◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十号

第四十四回衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員の選挙における立候補届出事務についての説明会を次により行う。

平成十七年八月十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成十七年八月二十三日 午後二時

二 場所 佐賀県職員互助会館(大会議室)

#### ◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十一号

平成十七年九月十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員の選挙において、選挙長が事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十七年八月十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 八月三十日

選挙区	事務を行う場所
佐賀県第一区	佐賀県自治会館大会議室
佐賀県第二区	
佐賀県第三区	

二 八月三十一日以後 佐賀県庁(選挙管理委員会事務局)

#### ◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成十七年八月十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成十七年八月二十九日。ただし、年齢については、平成十七年九月十一日

日

二 登録を行う日

平成十七年八月二十九日

三 縦覧に供する期間

平成十七年八月三十日

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事 古川 康  
平成十七年八月十七日印刷及び発行

印刷所 株式会社 古川総合印刷  
発行定日 毎週月水金曜日